

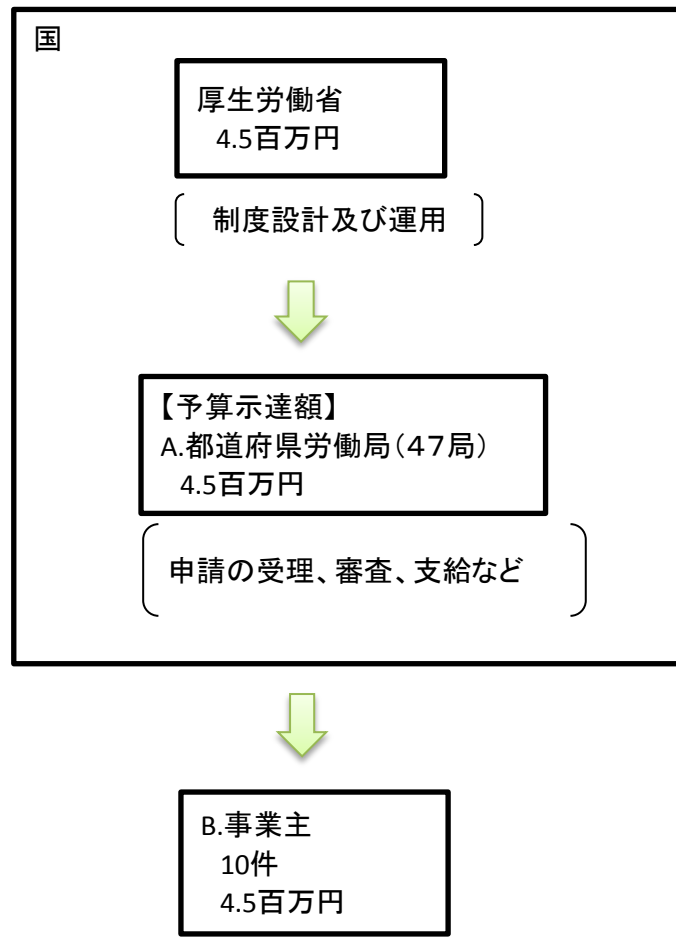
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	精神障害者雇用安定奨励金	担当部局庁	職業安定局高齢・障害者雇用対策部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成22年度(開始)・平成24年度(終了)	担当課室	地域就労支援室	地域就労支援室長 金田 弘幸			
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定	政策・施策名	IV-3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号 雇用保険法施行規則第115条第1項第20号、第118条の3第1項、同条第6項	関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	企業内における精神障害者について理解する体制作りを促進し、精神障害者の一層の雇用促進、さらには職場定着を図る。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	精神障害者の雇用の促進・安定を図るため、以下の①～④のとおり、精神障害者が働きやすい職場づくりに努めた企業に対する奨励金 ①精神障害者に対するカウンセリング等を行う精神保健福祉士等を新たに雇用又は委嘱した場合：雇用1人当たり年180万円を上限、委嘱1人当たり1回1万円 ②社内の専門人材を養成するため、従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修させた場合：履修に要した費用の2/3(上限50万円) ③社内で精神障害に関する講習を実施した場合又は従業員に外部機関が実施する精神障害者雇用に関する講習を受講させた場合：講習に要した費用の1/2(1回5万円を上限、年5回を上限) ④在職精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置した場合：配置した在職精神障害者1人当たり25万円 (※平成24年度限りで事業廃止。25年度以降は経過措置分のみ)の予算)						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算の状況	当初予算	176	321	97	46	2
		補正予算					
		繰越し等					
		計	176	321	97	46	2
		執行額	0.3	1.7	4.5		
	執行率(%)	0.2%	0.5%	4.6%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(年度)
	本奨励金を活用して、事業主が働きやすい職場作りを行い、平成23年10月1日から平成24年9月末までに雇入れ又は職場復帰から6カ月が経過した精神障害者のうち、さらに6カ月以上継続して雇用された割合 60%	成果実績	%	88%	86%	100%	60%
		達成度	%	146%	143%	167%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	助成金の利用届提出件数(24年度より利用届を廃止)	活動実績(当初見込み)	件	14 (550)	9 (990)	— (—)	— (—)
単位当たりコスト	450,000 (円/事業主)	算出根拠	平成24年度執行額4.5百万円/支給件数10件				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	助成金	46	2	平成24年度限りで廃止のため(平成25年度以降は経過措置分のみ)			
計	46	2					

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は、一般の求職者と比して就職が困難である障害者の雇用促進を目的として実施しており、その点において、広く国民ニーズ及び優先度は高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、国が行う職業紹介や雇用対策（障害者の雇用率達成指導）と一体的に実施しているものであるため、本事業の実施については、国が実施する方が効率的かつ効果的である。		
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（平成22年6月閣議決定）」（精神障害者の雇用義務化・職場における合理的配慮の提供の確保等）に対応するため、必要な支援措置を講ずる必要があることから、事業目的の妥当性や重要性の観点から優先度が高い事業である。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	受益者である事業主の負担を考慮した必要な経費を負担するものであり妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	事業主の負担を考慮した必要経費の支給となっており、水準は妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	精神障害者を新たに雇用し、必要な環境整備に要した経費に限定し助成金を支給している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		△	周知不足により、執行額が予算額を下回ったため。		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	国が行う職業紹介や雇用対策と一体的に実施することにより高い実効性を確保している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	支給件数が少なかったため		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 （役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	本事業については、重度知的障害者または精神障害者を雇入れ、かつ、その雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行う者を配置する事業主に対し支給する「職場支援従事者配置助成金」と統合し、精神障害者等の雇用の底上げを図ることとしている。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業 内容 の 改 善	精神障害者雇用安定奨励金については、精神障害者の雇用の促進・安定をより一層効率的に図るため、他の助成金との統合することも含め事業内容の見直しを検討すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
廃 止	他の助成金との整理・統合を行うことにより、本助成金を廃止。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	-	平成23年	889	平成24年	771

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A. 島根労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	事業主に対する助成金支給	0.9			
計		0.9	計		0
B. 事業主(A社)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	精神障害者の雇用管理等に要する経費	0.9			
計		0.9	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	島根労働局	事業主に対する助成金の支給	0.9	-	-
2	香川労働局	事業主に対する助成金の支給	0.9	-	-
3	鹿児島労働局	事業主に対する助成金の支給	0.9	-	-
4	北海道労働局	事業主に対する助成金の支給	0.6	-	-
5	東京労働局	事業主に対する助成金の支給	0.5	-	-
6	大阪労働局	事業主に対する助成金の支給	0.3	-	-
7	広島労働局	事業主に対する助成金の支給	0.3	-	-
8	宮城労働局	事業主に対する助成金の支給	0.1	-	-
9				-	-
10				-	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A社	精神障害者が働きやすい職場づくりを行ったことに伴う助成金	0.9		
2	B社	精神障害者が働きやすい職場づくりを行ったことに伴う助成金	0.9		
3	C社	精神障害者が働きやすい職場づくりを行ったことに伴う助成金	0.9		
4	D社	精神障害者が働きやすい職場づくりを行ったことに伴う助成金	0.6		
5	E社	精神障害者が働きやすい職場づくりを行ったことに伴う助成金	0.3		
6	F社	精神障害者が働きやすい職場づくりを行ったことに伴う助成金	0.3		
7	G社	精神障害者が働きやすい職場づくりを行ったことに伴う助成金	0.3		
8	H社	精神障害者が働きやすい職場づくりを行ったことに伴う助成金	0.2		
9	I社	精神障害者が働きやすい職場づくりを行ったことに伴う助成金	0.1		
10	J社	精神障害者が働きやすい職場づくりを行ったことに伴う助成金	0.1		